

デジタル庁
○ 令第十四号
総務省

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九号第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後

第七七条の二 法別表八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 児童福祉法による地域限定保育士登録証に関する事務
- 三 児童福祉法第十八条の三十四第一項又は第二項の地域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 児童福祉法施行規則第六条の五十四において読み替えて準用する同令第六条の三十四の地域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

〔削る〕

第七七条 法別表百三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 準用旧児童福祉法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務
- 三 準用旧児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

改正前

〔新設〕

第七十条の二 法別表百三十の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務
- 三 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

〔新設〕

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることよって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
<p>〔略〕</p> <p>十二 都道府県知事</p>	<p>〔略〕</p> <p>児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて第十四条で定めるもの</p>	<p>〔略〕</p> <p>法務大臣</p>	<p>〔略〕</p> <p>戸籍関係情報であつて第十四条で定めるもの</p>
<p>〔略〕</p> <p>十二の二 児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の長</p>	<p>〔略〕</p> <p>児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であつて第十四条の二で定めるもの</p>	<p>〔略〕</p> <p>法務大臣</p>	<p>〔略〕</p> <p>戸籍関係情報であつて第十四条の二で定めるもの</p>
<p>〔略〕</p> <p>百五十七 削除</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p> <p>百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に</p>	<p>〔略〕</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するた</p>	<p>〔略〕</p> <p>市町村長</p>	<p>〔略〕</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第六十二条で定めるもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>内閣総理大臣</p>	<p>〔略〕</p> <p>公的給付支給等口座登録</p>
<p>〔同上〕</p> <p>十二 都道府県知事</p>	<p>〔同上〕</p> <p>児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて第十四条で定めるもの</p>	<p>〔同上〕</p> <p>法務大臣</p>	<p>〔同上〕</p> <p>戸籍関係情報であつて第十四条で定めるもの</p>
<p>〔同上〕</p> <p>十二の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長</p>	<p>〔同上〕</p> <p>国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて第五十九条で定めるもの</p>	<p>〔同上〕</p> <p>法務大臣</p>	<p>〔同上〕</p> <p>戸籍関係情報であつて第五十九条で定めるもの</p>
<p>〔同上〕</p> <p>百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に</p>	<p>〔同上〕</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するた</p>	<p>〔同上〕</p> <p>市町村長</p>	<p>〔同上〕</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第六十二条で定めるもの</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>内閣総理大臣</p>	<p>〔同上〕</p> <p>公的給付支給等口座登録</p>

<p>百六十の二 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条及び第百六十二条の二において「令和七年法律第二十九号」といふ。）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長</p>	<p>令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年法律第二十九号附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて第百六十二条の二で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて第百六十二条の二で定めるもの</p>
--	--	-------------	---------------------------------

第十四条の二 第二条の表十二の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 児童福祉法施行令第二十條の六において読み替えて準用する同令第十七條第一項の地域限

<p>百六十の二 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条及び第百六十二条の二において「令和七年法律第二十九号」といふ。）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長</p>	<p>令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年法律第二十九号附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて第百六十二条の二で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて第百六十二条の二で定めるもの</p>
--	--	-------------	---------------------------------

〔新設〕

定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 児童福祉法施行規則第六条の五十四において読み替えて準用する同令第六条の三十四（第一号に限る。）の地域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百五十九条 削除

第百六十二条の二 第二条の表百六十の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同

項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第百五十九条 第二条の表百五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で

める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

〔新設〕

附 則

この命令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。